

事 務 連 絡
令 和 5 年 5 月 31 日

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課

食品健康影響評価に係る資料の一部修正について

令和5年4月13日付け厚生労働省発生食 0413 第1号をもって食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項に規定する食品健康影響評価について貴委員会に意見を求めた件に関し、令和5年4月18日に実施された第896回食品安全委員会での本件の意見の聴取に関するリスク管理機関である当省からの説明に使用した資料について、下記のとおり修正します。

記

第896回食品安全委員会（令和5年4月18日実施）の資料1-4について、別表第1第2表に掲載した通し番号661「2-（3, 5-ジ-tert-アミル-2-ヒドロキシフェニル）ベンゾトリアゾール」を削除する。

<理由>

本物質は、令和5年5月1日～12日に開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の第11回締約国会議において附属書A（廃絶）に追加されることが決定し、国際的に協調して製造・使用等の廃絶に向けた取組を行うこととなった旨、環境省及び経済産業省から発表されている。これを受けて、事業者より、施行を予定している令和7年6月までに使用しなくなる旨を確認したことから、改正内容に含める必要がなくなったため。

なお、現時点において我が国において製造等が禁止されている物質は改正内容にないことを確認しているが、今後新たな知見が得られた場合には対応を検討する。

